

御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

御杖村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年御杖村条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。